

## 政令改正に伴う輸出許可証等の取扱いについて（お知らせ）

〔（6月29日）貿易局安全保障貿易管理課〕

外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第153号。以下「改正政令」という。）の一部が平成6年7月6日から施行されることになっていますが、改正政令の施行前に外国為替管理令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）第17条の2第3項の規定に基づき許可を受けた別記の技術の役務取引許可及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第1条第2項の規定に基づき許可を受けた別記の貨物の輸出許可については以下のとおり取扱うものとしたします。

### 1 役務取引許可証

- (1) 平成6年7月6日施行の改正政令により、平成6年7月5日以前に取得している役務取引許可の根拠規定が外為令第17条の2第3項から外国為替及び外国貿易管理令（以下「法」という。）第25条第1項に変更されると認められる場合は、改正政令により平成6年7月6日以降特定技術の提供はできなくなります。従って、既に取得している許可証を提出し、平成6年7月29日までに変更の手続をしてください。
- (2) 現在申請中の役務取引許可申請で、改正政令により外為令別表の項番が変更になったもの及び改正政令の附則の経過措置で「なお従前の例による」とされているものについては、手続は必要といたしません。

## 2 輸出許可証

(1) 平成6年7月6日施行の改正政令により、平成6年7月5日以前に取得している輸出許可の根拠規定が輸出令第1条第2項から法第48条第1項に変更されると認められる場合は、平成6年7月6日以降、当該許可証を使用して輸出することはできなくなります。

従って、引き続き当該貨物の輸出をしようとする者は、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)別表第4の別紙様式T1082により、既に取得している許可証及び改正後の輸出令別表第1の15の項に該当となる「カタログ又は仕様書等の技術資料」を添付のうえ、窓口へ提出し、訂正(変更)の申請をしてください。

(2) 現在申請中の輸出許可申請で、改正政令により輸出

令別表第1の貨物番号が変更になったもの及び改正政令の附則の経過措置で「なお従前の例による」とされているものについては、手続は必要といたしません。

## 別記

### 1 技術

外為令別表の5の項(1)から(3)まで、6の項(1)から(3)まで、7の項(1)、8の項(1)及び(2)、9の項(1)、10の項(1)、(2)及び(5)、11の項(1)、(2)及び(4)、12の項(1)から(3)まで、13の項(1)及び(3)並びに14の項

### 2 貨物

輸出令別表第1の5の項(5)、(4)及び(8)、6の項(8)、7の項(6)、9の項(1)、(7)から(10)まで及び(2)、10の項(1)、(2)、(10)及び(2)、12の項(1)、(2)及び(6)、13の項(5)並びに14の項(5)、(7)及び(8)

(参考) 記載例

別紙様式  
T 1032

輸出内容等訂正(変更)願

通商産業大臣  
税関長

原許可又は承認番号 \_\_\_\_\_

申請者

記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_ 申請月日 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次の(輸出許可証  
輸出承認証)  
輸出報告書

原許可、原承認又は輸出報告書の内容

5-18

この輸出許可申請は、輸出貿易管理令第1条第2項の規定により許可する。  
以下余白

訂正(変更)の内容

15-2

この輸出許可申請は、外国為替及び外国貿易管理法第48条第1項の規定により許可する。  
以下余白

理由 輸出貿易管理令の一部が改正されたため

※ 許可・承認又は不許可・不承認

この申請は

許可する。
許可しない。
承認する。
承認しない。

大臣大臣の同筆

通商産業大臣又は税関長の記名押印

日付 \_\_\_\_\_

日付 \_\_\_\_\_

資格 \_\_\_\_\_

資格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) 日付の欄は、記入しないで下さい。  
(2) 資格の大きさは、A列4番とします。